

令和5年度 昼食用弁当販売業者の募集について
(東京都立多摩職業能力開発センター府中校)

東京都立多摩職業能力開発センター府中校では、生徒等の利便性向上を図るため、令和5年度に庁内で昼食用の弁当を販売する業者を、下記のとおり公募します。

記

1 基本的事項

(1)所在地	東京都府中市南町4-37-2
(2)名称	東京都立多摩職業能力開発センター府中校 (以下「校」という。)
(3)生徒数	年間募集予定定員数 440人 ※(参考) 令和3年度年間入校生徒数 275人 ※弁当の購入は希望する者のみ。 (参考) 例年の1日の販売実績 ・生徒用 概ね20個程度 ・職員用 概ね7~8個程度

2 業務条件

(1)期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
(2)販売日	原則として、祝日を除く月曜日から金曜日。 ・生徒用 夏季休業(約2週間)、冬季休業(約10日間)、その他の販売不要日(入校選考日や午後休校日など)は除く。 ※月末までに校から翌月の販売不要日を連絡する。 ・職員用 生徒用の販売が不要の日でも、原則として職員用は販売すること。
(3)販売時間	12時15分から13時15分までの校の昼休憩時間中に、商品の受け渡しを行う。 ※12時15分時点で販売を開始できるよう、弁当の配送を行うこと。 (遅延する場合は、必ず校担当者に連絡すること。)
(4)販売場所	・生徒用 校2階 中央ホール ・職員用 校1階 事務室
(5)注文方法	・生徒用 とくに方法を指定しない(事前注文なく販売することも可能とする)が、事前注文を行う場合は、販売業者の責任により円滑に実施すること。 ・職員用 販売日当日の朝に行う。(原則として概ね9時まで)
(6)代金の回収	弁当購入者から、販売業者の責任で行うこと。 ※生徒について校では現金の取りまとめを行わない。
(7) 容器等の回収	食後の弁当容器(使い捨てのものを含む。)及び割り箸や残飯等のゴミは、販売業者が回収を行うこと。
(8)その他	・弁当販売に関して生じた事故、トラブル等については、原則として販売業者にて対応すること。 ・東京都庁内管理規則を遵守し、庁内管理者の指示に従うこと。

3 応募条件

(1)	必要な許可を受け、引き続き3年以上、東京都又は近隣県で弁当販売を行った実績を有していること。
(2)	東京都又は近隣県に本社または調理施設を有し、校に支障なく弁当の配送ができること。
(3)	食品衛生責任者を選任し、HACCPに沿った衛生管理を行っていること。

4 応募方法

(1)申請書類	ア 許可申請書 (様式第1号) イ 定款 ウ 営業許可書の写し エ 食品衛生責任者実務講習会受講済証 オ 食品衛生監視票 (監視年月日が、令和4年10月1日以降のもの) カ 直近の納税証明書 (例：法人市民税領収証書、法人都民税等領収証書、消費税領収証書) キ メニュー表及び価格表 ク お弁当販売提案書 (様式不問) ① 販売方法(注文や代金の徴収等) ② 販売時間 ③ 最少販売個数 ④ 容器回収方法 ⑤ 販売実績や実施体制等の自己PR を盛り込んでください。
(2)提出期限	<u>令和5年2月14日(火)</u>
(3)提出方法	郵送又は持参
(4)提出先	東京都立多摩職業能力開発センター府中校 庶務担当 〒183-0026 東京都府中市南町4-37-2

5 その他

応募者の採否は、令和5年2月末までに連絡予定

(問合せ先)

東京都立多摩職業能力開発センター府中校 庶務担当
電話042-367-8201